

令和 2 年 1 2 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表 (別冊)

(令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 161 号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	1
議案第 162 号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	2
議案第 163 号	五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	3

議案第161号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次の
とおり提出する。

令和2年11月30日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
第1条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例
第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を次のように改正
する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1
日から施行する。

（提案理由）

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定
するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理
由である。

議案第162号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年11月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第163号

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年11月30日提出

五島市長 野口市太郎

五島市職員の給与に関する条例及び五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 五島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年五島市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。